

沖縄の海・自然に大感動！

B&G海洋体験セミナー

12名が参加



B & G財団が主催する平成18年度B & G海洋体験セミナーが沖縄県で7月24日から28日までの4泊5日の日程で行われました。

このセミナーは、青少年を対象に海洋性レクリエーションや自然体験活動を通して、人と海との係わりを知り広く海洋への理解増進を図ることを目的に行われているものです。

全国から380人が参加したセミナーに積丹町からは2人が参加、沖縄の青い海と豊かな自然の中、たくさんの仲間とともに過ごした5日間。2人の思い出いっぱいの感想文を紹介します。



美国小学校6年

中村 滉 希 くん

新千歳空港から僕にとって初めての飛行機に乗り、那覇空港に着き空港から一歩外に出たとたんものすごい暑さでサウナみたいでした。ホテルに着いて荷物を降ろしたらすぐ物づくりでシーサーを作りました。

2日目は、カヌーやヨット、バナナボートに乗り友達も出てとても楽しかったです。その後イルカの所に行き初めてイル



カにさわりました。イルカはツルツルしていて頭が良くてびっくりしました。

3日目は、竹ではしを作ったリゴージャャンプルという沖縄料理を作り食べました。その後海でシュノーケリングをして遊びました。

4日目は、マングローブのかんさつでカヌーに乗ったりしました。昼からパイナップル畑へ行きジュースを作ってみました。がちよっと失敗しました。それから僕が楽しみにしていた美ら海水族館へ行きとても大きなジンバイザメを見てうれしかった

です。夜はおどりを見ました。シーサーも出てきておどっていてもおもしろかったです。

最後の日は、首里城を見学しました。王様の座るイスや模型を見ました。広くておどろきました。毎日朝6時半に起きて、夜はセミナーの勉強で自由時間もほとんどなく決められたスケジュールでつかれたけど、ふだん出来ない体験ばかりでとても良い思い出ができてうれしかったです。もう少し沖縄にいたいなと思いました。

もできたし良い体験でした。

ブルーシーブプログラムでは、バナナボートに初めて乗りました。一番前に乗ったので、水しぶきが顔にかかりしょっぱかったけど周りの景色がとてもきれいでした。

イルカプログラムでは、イルカはとても頭の良い動物だということがわかりました。サインを出したらジャンプをしたり、水上にある棒を飛びこえたりするので、教える人もすごいと思いましたが、イルカもすごいと思いました。



ました。

沖縄料理づくりで、ゴーヤチャンプルを作りました。生でゴーヤを食べてみたらとても苦くておいしくなかったけど、味をつけたらとてもおいしかったです。

最後に行った首里城は、王様のイスや絵などがあって昔はこうかな所にいたんだなと思いました。

友達もたくさんでき、そしていろんな体験もできたし、海のことかわかったので良かったです。これからは、落ちているゴミを見つけたら拾ったり、省エネに心がけたいと思いました。

観光せんたあに 災害対応型自動販売機

電光掲示板で 災害情報を提供



北海道開発局と北海道コカ・コーラボトリング(株)は、電光掲示板付き自動販売機による災害情報サービスの提供を進めており、8月24日に町観光せんたあに災害対応型自動販売機を設置しました。

同機は後志管内の道の駅のほか観光案内所など計16箇所に1台ずつ設置。電光掲示板は縦10cm、横80cmで、パソコンから

の情報を電波で受信し、文字表示により情報を提供することができます。

普段は、イベント案内や行政からのお知らせなどが表示されますが、災害発生時には、災害など緊急ニュースに切り替わります。リアルタイムでの地域情報や災害情報の収集にご利用ください。

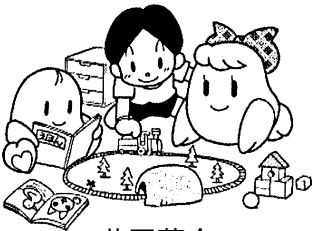
- 普段は「地域情報・観光情報」を表示
行政からのお知らせやイベント案内、時刻などを表示します。
- 災害発生などの緊急時は「防災情報」を表示
リアルタイムで一度に多数の表示板に送信地域ごとに個別メッセージの送信も可能となり、道路の通行規制や津波警報などといった緊急ニュースを表示します。

子どもたちの未来も応援してください

赤い羽根共同募金は、子どもたちや一人親家庭の福祉のためにも役立てられています。

たとえば、地域や学校での福祉教育やボランティア活動・一人親家庭の交流会や入学・卒業時の懇談会等、地域での仲間作りや社会福祉に関する理解を深めるために役立てられています。

あなたたちの福祉活動を支えるために、今年もご協力をお願いいたします。



共同募金

赤い羽根募金

www.akaihane-hokkido.jp

HPで赤い羽根共同募金の内容がわかります

Mr.イトー 相・談・所



弁護士：宮原一東
俱知安ひまわり基金法律相談所
TEL 0136-21-6228
Eメール
kucchanlaw@ybb.ne.jp

申し込みをしていない商品が 送りつけられたら？

注文もしていないのに、一方的に商品が送りつけてきて、代金を請求してくる商法があります。ネガティブ・オプシヨンとか送りつけ商法と呼ばれる悪徳商法です。

そもそも、売買代金の支払い義務が発生するためには、売り主から商品を買ったという契約の申し込みがあり、申し込みを受けた者がその商品を買うという承諾がなければなりません。例えば、仮に「1週間以内に返品されなければ購入したものとみなします。」などと書かれていても、買取義務や代金支払い義務は生じませんし、商品返送義務も生

じません。

ですから、代金支払をしていないのであれば、消費者は代金を支払わないで業者の代金請求を無視していても大丈夫です。

また、法律は、ネガティブ・オプシオンを規制対象としていません。つまり、

- ①消費者が商品を受領した日から14日を経過したとき
- ②消費者が販売業者に対して商品の引き取りを請求した場合には、その請求日から7日を経過したときは、販売業者は商品の返還を請求出来ないとしています（特定商取引法59条）。これらの期間経過後は、消費者がその商品を使用・処分しても、販売業者は損害賠償請求や代金請求をすることはできません。ただし、消費者としては、後日期間が経過していなかったのに使用・処分をしたとの口実を与えないようにするために、商品引取請求せよとの通知を内容証明郵便で送ると良いでしょう。